

第二百二十一号議案

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

（提案理由）

水質検査に係る技術の進展等を踏まえ、公衆浴場の衛生に必要な措置等の基準を改める必要がある。